

報道関係者各位

令和5年5月1日

下水道使用料の誤請求について

同一使用者の自宅と加工場の下水道使用料について、誤請求を行っている事案が判明しましたので報告します。

1. 判明した経緯

下水道使用者の市民から、下水道の請求内容に関する問い合わせがあり、下水道の申請書類等の確認や現地調査を行ったところ、下水道を使用されている自宅の下水道使用料を請求せず、使用されていない加工場に下水道使用料を請求していたことが判明しました。

2. 原因

平成7年に、自宅に下水道が接続された際、上下水道料金システムに誤って登録したことにより、本来、自宅の水道使用量に応じて下水道使用料を請求すべきところを、下水道の接続のない加工場の水道使用量に応じて請求していたもの。

(自宅と加工場の使用者は同一の方で、同じ口座から上下水道料金を引落しによる納付であった)

3. 対応

当該使用者に謝罪し、誤請求の内容を説明し了承いただきました。

自宅の水道使用量をもとに、下水道使用料を算定したところ、市が過大に請求していたことがわかりました。このため、当該使用者に差額分を還付します。

また、本事案を踏まえ、同様の事案がないか確認するために調査を行います。

4. 還付金額

269,268円(平成30年3月分から令和5年2月分の5年間分)

※上下水道料金システムで確認のできる20年間分で算定したもののうち、平成15年3月分から平成30年2月分について、請求すべき金額が46,674円不足しておりましたが、時効により請求不能となります。

5. 再発防止策

事務処理手順を再確認し、二重チェックの徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

